

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等給与規程施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等給与規程（以下「臨時職員等給与規程」という。）に基づき、臨時職員等の給与の支給に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(昇給等)

第2条 臨時職員等を昇給若しくは降給させる場合には、その職務、能力及び業績に応じ、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が決定する。

(臨時職員の給与及び手当)

第3条 臨時職員等の給与は次のとおりとする。給料は、月額又は時間給とし、会長が定める額とする。手当は、通勤手当、その他手当（予算で定める額）とする。

種類	単位	金額等
事務補助職員	時間	760円～
訪問介護介護員・訪問入浴介護員	時間	1,010円～
通所看護師	時間	1,110円～
介護支援専門員	時間	1,110円～
短期・訪問入浴看護師	時間	1,110円～
通所介護員・短期入所介護員	時間	940円～
短期入所夜勤介護員	一夜勤	18,000円～
児童センター厚生員	時間	910円～
チューリップの家生活支援員	時間	840円～
ピュアハートちくま指導員	時間	840円～
処遇改善手当		国の制度の範囲内で 会長が認めた額

2 臨時職員の退職報償金は、勤続期間に応じ予算の範囲で支給するものとする。なお、相当する金額は毎年予算により積立をするものとする。

報償金は、1年につき15,000円以内とする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年9月1日から施行する。

